

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
件名	令和6年度防府北基地航空祭における交通統制業務の部外委託	防北基LPS-X00002	
		承認	令和6年 4月15日
		作成	令和6年 4月10日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第12飛行教育団 (基地業務群管理隊)		
<p>1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、航空自衛隊防府北基地で実施する令和6年度防府北航空祭「幸せます防府北」（以下「航空祭」という。）における基地内の交通誘導、駐車場及び駐輪場の案内誘導について適用する。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 来場者 航空祭に来場する者及び指定した駐車場に駐車し、航空祭会場に向かう者</p> <p>(2) 警備交通統制係基地内本部、マツダ工場本部及び潮彩市場本部 各地域に設置する官側の本部</p> <p>(3) 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため、補助者として任命した者</p> <p>(4) 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため、補助者として任命した自衛官</p> <p>(5) 有資格者 交通誘導警備業務2級以上を保有する者</p> <p>(6) エリア監督者（有資格者） 指定されたエリアの監督者として、各警備交通統制係本部に位置し、各交通統制員の統括を行う者</p> <p>(7) 一般警備員 エリア監督者の指示に従い、円滑に業務が実施できる者</p> <p>3 引用文書</p> <p>(1) 警備業法（昭和47年法律第117条）</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条）</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）</p>			

4 役務に関する要求

(1) 履行場所

- ア 航空自衛隊防府北基地内
- イ マツダ西浦工場駐車場及びその周辺道路
- ウ 潮彩市場駐車場

(2) 履行期間

- ア 防府北基地
令和6年6月2日(日) 0700~1500
- イ マツダ西浦工場駐車場及び周辺道路
令和6年6月1日(土) 1900~翌日0600 (夜間駐車場配置のみ)
令和6年6月2日(日) 0600~1500
- ウ 潮彩市場駐車場
令和6年6月2日(日) 0530~1500

(3) 配置人員 (計 夜間4名/昼間63名)

ア 防府北基地 (別図1参照)

配置場所	配置人員		備考
	有資格者	一般警備員	
警備交通統制係基地内本部	1		エリア監督者
特別招待者地区		4	
一般招待者地区		4	
駐輪場地区		3	
交通誘導 (西門)	1	1	

イ マツダ西浦工場駐車場及び周辺道路 (別図2~4参照)

配置場所	配置人員		備考
	有資格者	一般警備員	
警備交通統制係マツダ工場本部	2 (1) ※		1名はエリア監督者とする。
交通誘導		19 (2) ※	同上
A駐車場		5	
B門駐車場		3	
C駐車場		3 (1) ※	同上
D駐車場		2	

※ () 内は夜間駐車場開放時の人数

ウ 潮彩市場駐車場 (別図5参照)

配置場所	配置人員		備考
	有資格者	一般警備員	
警備交通統制係潮彩市場本部	1		エリア監督者
交通誘導		6	
第1駐車場		5	

(4) 服装及び装備

ア 警備員の服装は、公安委員会に届け出た服装を着用するものとする。
(警備業法のとおり。)

イ 業務上必要な物品は、契約相手方が準備すること。

(5) 実施事項

ア エリア監督者 (配置場所：各警備交通統制係本部)

(ア) 各交通統制員に対する指示及び通信

(イ) 必要事項の報告

(ウ) 監督官の指示により、必要に応じ、一般警備員を担当エリアから他のエリアへ増援に向かわせる。(エリア間の移動手段は、契約相手方が用意する。)

(エ) その他、監督官が必要と認めること。

イ 一般警備員 (配置場所：各交通統制場所)

(ア) 各配置場所における車両等の誘導、案内、車両等への交通規制等の周知

(イ) 各配置場所での来場者等への案内・注意喚起

(ウ) 立ち入り禁止区域への侵入阻止

(エ) 関係車両に対する整理誘導

(オ) 駐車場内の交通整理及び安全確認

(カ) 事故・災害時における本部への連絡、負傷者に対する初動対処及び避難誘導

(キ) 緊急車両の動線確保

(ク) その他、業務上必要と認めること。

(ケ) その他、監督官が特に必要と認めること。

(6) 提出書類

契約相手方は、契約締結後速やかに官側と調整した上で下記の書類を作成し、監督官に提出するものとする。

ア 計画書 (様式任意)

委託業務の概要、警備員の配置場所、勤務時間を考慮した勤務計画を明確にしたもの。

イ 名簿 (様式任意)

警備員の氏名、資格保有状況を明確にしたもの。

ウ 認定証

有資格者の保有する認定証のコピー

(8) 教育

契約相手方は、官側が実施する本役務に関する事前教育に参加するものとする。

ア 実施日時

契約締結後、官側と調整するものとする (概ね半日程度実施する。)

イ 参加範囲

有資格者1名を含む数名とし、細部は官側と調整するものとする。

5 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官が任命する検査・監督官が仕様書の内容に基づき実施する。

6 その他

- (1) 本役務の履行にあたっては、事故防止に努め、来場者の安全に留意する。
- (2) 本役務において知りえた情報は、他者に漏洩しない。
- (3) 契約相手方の責に帰すべき理由により発生した事故等があった場合は、契約相手方の負担によりその損害を賠償すること。
- (4) 当該委託業務の実施に伴い、契約相手方と第三者との間に発生した事故及びトラブルについては、契約相手方の責任において対処するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、官側と協議の上その指示に従うこと。
- (6) 本役務の履行にあたり、仕様書に疑義が生じた場合は、必要の都度双方の協議の上、解決するものとする。
- (7) 警備員の休憩は、労働基準法に基づくものとし、労働時間が8時間を超える場合は、1時間の休憩を含むものとする。また、休憩時に勤務を要する人員は、契約相手方が準備するものとする。

